

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	上村 崇
【住所又は本店所在地】	東京都豊島区
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成31年4月9日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ALBERT
証券コード	3906
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	上村 崇
住所又は本店所在地	東京都豊島区
事務上の連絡先及び担当者名	epiST株式会社 代表取締役 上村 崇
電話番号	03-6856-7722

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	上村 裕美子
住所又は本店所在地	東京都豊島区
事務上の連絡先及び担当者名	epiST株式会社 代表取締役 上村 崇
電話番号	03-6856-7722

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.8
訂正される報告書の報告義務発生日	平成30年12月21日
訂正箇所	< 訂正 > 平成30年12月26日に提出いたしました変更報告書No.8の記載事項の一部 (下記参照)に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正します。 なお、訂正箇所には下線を付して記載しています。

第2 提出者に関する事項

1 提出者（大量保有者） / 1

(7) 保有株券等の取得資金

< 訂正前 >

取得資金の内訳

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	平成26年10月15日付の株式分割（1：100）により121,572株を取得 平成27年12月21日に行使により新株予約権証券30,000株処分 平成29年8月30日に行使により新株予約権証券10,000株処分 平成29年12月15日に行使により新株予約権証券38,000株処分 平成30年6月12日に行使により新株予約権証券59,700株処分 平成30年12月21日市場外相対取引により38,700株処分
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	

< 訂正後 >

取得資金の内訳

自己資金額（W）（千円）	27,540
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	平成26年10月15日付の株式分割（1：100）により84,100株を取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	27,540